

愛知県立昭和高等学校同窓会会則

- 第1条 本会は愛知県立昭和高等学校同窓会と称する。(同窓会設立年月日：昭和20年4月1日)
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、又各個人の教養を高めるとともに母校の発展を期することを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
①年1回総会を開催すること、但し必要に応じ臨時総会を開くこともある。
②原則として10年目毎に会員名簿を発行する。
③その他本会の目的を達成するのに必要と認める事項。
- 第4条 本会の事務所は愛知県立昭和高等学校内に置く。
- 第5条 本会員は次の2種とする。
①普通会員 本校に在学した者(本校とは昭和中学校・昭和高等学校・併設中学校をいう)
②特別会員 本校現旧職員
- 第6条 本会の会務を掌るため次の役員を置く。
①会長(1名) 会員の推薦により普通会員の中から総会に於て選出し会務を総理する。
②イ.副会長(若干名) 会長が委嘱し会長の補佐をし会長事故あるときはその職務を代行する。
ロ.支部同窓会長 各支部同窓会で推薦、会長が委嘱し、支部同窓会を統括する。
③顧問(若干名) 校長及び特別会員中から推し会務に参与する。
④相談役(会長経験者) 会の運営について会長の相談にあたる。
⑤理事(各年次1名) 普通会員から各年次別に選出し会務を分掌する
⑥会計(2名) 普通会員と母校職員から各1名を推し会計事務を掌る。
⑦会計監査(2名) 会長が委嘱し会計監査を掌る。
⑧幹事(各年次必要数) 普通会員から各年次で必要数選出する。
⑨事務局(若干名) 母校に勤務する会員、同窓会担当の特別会員及び会長が委嘱した会員。
- 第7条 役員任期は1年とする。但し再任することができる。
- 第8条 理事会は会長、副会長、支部同窓会長、顧問、相談役、理事、会計、会計監査、事務局をもって組織し、会務を執行する。
2 会務処理及び理事会運営の結果は総会で報告する。
3 理事会は当面の会執行に資するため役員会を設ける。
4 理事会は必要に応じて幹事を含めた拡大理事会を組織し、理事会にかえることができる。
- 第9条 役員会は会長、副会長、支部同窓会長、顧問、会計、事務局をもって組織し、随時に開催して会務を処理し、委員会の委員長を選任し分担してその運営にあたる。
2 会務処理及び役員会運営の結果は理事会に報告する。
- 第10条 会務遂行のため次の委員会を設ける。必要に応じて新たに委員会を設けることができる。
①財務委員会 ②会報編集委員会 ③名簿管理委員会
④総会委員会 ⑤総務委員会
2 委員長は副会長が兼ねる。各委員会の委員は各委員長が選出し委嘱する。
- 第11条 普通会員は入会の際終身会費として金4,000円を納めるものとする。
- 第12条 本会の経費は会費及び寄附金等を以て之に充てる。
- 第13条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。会計の年次報告は総会で行う。
- 第14条 会員はその住所及びその他に変動を生じたときは、その都度事務局に通知するものとする。
- 第15条 会員多数の地には総会の承認を得て支部を設けることができる。
- 第16条 会則の変更は総会に付議し出席会員の3分の2以上の承認を得るものとする。

付則 この会則は平成15年8月24日より適用する。

愛知県立昭和高等学校同窓会会則(改訂案)

- 第1条 本会は愛知県立昭和高等学校同窓会と称する。(同窓会設立年月日：昭和20年4月1日)
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、又各個人の教養を高めるとともに母校の発展を期することを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
①年1回総会を開催すること、但し必要に応じ臨時総会を開くこともある。
②原則として10年目毎に会員名簿を発行する。
③その他本会の目的を達成するのに必要と認める事項。
- 第4条 本会の事務所は愛知県立昭和高等学校内に置く。
- 第5条 本会員は次の2種とする。
①普通会員 本校に在学した者(本校とは昭和中学校・昭和高等学校・併設中学校をいう)
②特別会員 本校現旧職員
- 第6条 本会の会務を掌るため次の役員を置く。
①会長(1名) 会員の推薦により普通会員の中から総会に於て選出し会務を総理する。
②イ.副会長(若干名) 会長が委嘱し会長の補佐をし会長事故あるときはその職務を代行する。
ロ.支部同窓会長 各支部同窓会で推薦、会長が委嘱し、支部同窓会を統括する。
③顧問(若干名) 校長、教頭及び特別会員中から推し会務に参与する。
④相談役(会長経験者) 会の運営について会長の相談にあたる。
⑤理事(各年次1名) 普通会員から各年次別に選出し会務を分掌する
⑥会計(若干名) 普通会員と母校職員から推し会計事務を掌る。
⑦会計監査(2名) 会長が委嘱し会計監査を掌る。
⑧幹事(各年次必要数) 普通会員から各年次で必要数選出する。
⑨事務局(若干名) 母校に勤務する会員、同窓会担当の特別会員及び会長が委嘱した会員。
- 第7条 役員任期は1年とする。但し再任することができる。
- 第8条 理事会は会長、副会長、支部同窓会長、顧問、相談役、理事、会計、会計監査、事務局をもって組織し、会務を執行する。
2 会務処理及び理事会運営の結果は総会で報告する。
3 理事会は当面の会執行に資するため役員会を設ける。
4 理事会は必要に応じて幹事を含めた拡大理事会を組織し、理事会にかえることができる。
- 第9条 役員会は会長、副会長、支部同窓会長、顧問、会計、事務局をもって組織し、随時に開催して会務を処理し、委員会の委員長を選任し分担してその運営にあたる。
2 会務処理及び役員会運営の結果は理事会に報告する。
- 第10条 会務遂行のため次の委員会を設ける。必要に応じて新たに委員会を設けることができる。
①財務委員会 ②会報編集委員会 ③名簿管理委員会
④総会委員会 ⑤総務委員会
2 委員長は会長が委嘱し、各委員会の委員は各委員長が委嘱する。
- 第11条 普通会員は入会の際終身会費として金4,000円を納めるものとする。
- 第12条 本会の経費は会費及び寄附金等を以て之に充てる。
- 第13条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。会計の年次報告は総会で行う。
- 第14条 会員はその住所及びその他に変動を生じたときは、その都度事務局に通知するものとする。
- 第15条 会員多数の地には総会の承認を得て支部を設けることができる。
- 第16条 会則の変更は理事会の決議をもって決定し、その後総会にて出席会員の3分の2以上の承認を得るものとする。なお、改訂案を会報及びホームページにて相当期間提示することとする。

付則 この会則は平成28年8月27日より適用する。